

●香川県監査委員公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年10月29日

香川県監査委員 仲 山 省 三
 同 鍋 嶋 明 人
 同 宮 本 欣 貞
 同 都 村 尚 志

- 1 監査対象部局 政策部・出納局
- 2 監査対象年度 平成21年度
- 3 措置の状況

監査の結果 (対象機関)		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について 報告書写しの交付に係る手数料の収入について、つり銭限度額を超えて現金を手元保管していた。(自治振興課)</p> <p>イ 契約について (ア) 随意契約に係る委託契約について、契約内容を公表する必要があるにもかかわらず、公表していなかった。(自治振興課) (イ) 消防用設備点検業務委託について、契約書又は仕様書により、委託内容(設置場所、個数)を明確にしておく必要がある。(東京事務所)</p> <p>ウ 備品の管理について (ア) 重要物品の廃棄について、不用品決定伺兼廃棄処分伺書による手続及び総務事務集中課長への合議が行われていなかった。(小豆総合事務所) (イ) 寄付採納した物品について、備品登録ができていなかった。(漆芸研究所)</p>	<p>現在、手元保管の現金は、限度額以内となっている。今後とも、現金保管は必要最小限とするよう留意する。</p> <p>今後公表を行うよう徹底する。 なお、指摘のあった件については、追加で公表済みである。</p> <p>平成22年度の契約に際しては、仕様書に記載した。</p> <p>直ちに不用品決定伺兼廃棄処分伺書による手続及び総務事務集中課長への合議を行った。</p> <p>直ちに備品登録を行った。</p>
検討指示事項	<p>未利用地について 未利用地については、本県の厳しい財政事情に鑑み、その利活用及び処分を推進することが喫緊の課題となって</p>	<p>県有未利用地と土地開発公社長期保有地については、利用可能性等を検討した上で、利用見込みのないものにつ</p>

いる。

監査委員において、平成21年度に行
政監査として幅広く未利用県有地を調
査したところ、従来行政財産とされて
きた土地も含めて、利活用されていな
い土地が数多く存在しており、今後も、
施設の統廃合計画に伴い、未利用地が
発生することが明らかである。

については、同行政監査の結果意見を
踏まえて、県土地開発公社等の所有し
ているものを含め、スピード感をもつ
て未利用地の利活用又は処分の促進に
努められたい。（政策課）

いては、準備が整ったものから順次、
一般競争入札や公募等により、適正価
格による売却を積極的に進め、計画的
かつ迅速な処理に努めてきたところ
であるが、未利用地に関する行政監査の
結果を受け、利活用や処分の促進を
図るための体制整備について、現在検討
を行っている。